

JIS G 1212-1 (鉄及び鋼ーけい素定量方法ー第1部：二酸化けい素重量法) :2023 正誤表

(別紙様式)

規格の訂正**1. 訂正の内容**

JIS G 1212-1		規格名称：鉄及び鋼ーけい素定量方法ー第1部：二酸化けい素重量法	
区分	位置	誤	正
本体 6)	9.3 b) 6)	9.2 a)の3)の操作を行う。	9.3 a)の3)の操作を行う。
本体 式	11 式	$[(m_1 - m_2) - (m_3 - m_4) \times 0.467] 4]$	$[(m_1 - m_2) - (m_3 - m_4)] \times 0.467 4$

2. 誤りが判明した経緯

外部（分析所）からの指摘によって判明した。

3. 発行が必要な理由

誤った状態を放置すると社会的影響があると言える理由（どんな混乱、不都合が生じるのか）について説明する。このため、次のうち該当する番号を記載し、必要に応じて補足説明する。

⑤ その他（具体的に説明）

- ・引用の誤り：規定どおりに操作した場合、引用箇所の操作を行えない。
- ・式の誤り：誤ったけい素含有率が算出される。

4. 誤りが生じた原因及びその除去の為の対応

その訂正が実質的な変更ではなく過誤であると言いうる理由、再発防止のため取るべき対応について記載する。過誤と言いうる理由については、次のうち該当する番号を記載し、必要に応じて補足説明する。

① 誤字、脱字

- ・引用の誤り：部編成制定に伴って箇条9（操作）の構成を見直した際に、引用する細分箇条番号を誤って入力した。
- ・式の誤り：旧規格（JIS G 1212 : 1997）の附属書1の箇条6の式を、誤って入力した。

規格改正の場合、Wordの比較機能を用いて新旧規格の電子ファイルにおける変更箇所を明確にして、変更の妥当性を確認しているが、部編成制定の場合、構成が大きく変わるためにこの機能が実質的に使えず、誤記を見逃してしまった。

今後、引用関係が複雑な箇条の構成を変更する場合は、添付（次ページ）のような対照表を作成して見逃しを防止する。

数式は、旧規格からのコピーができず、都度数式エディタで作成している。作成者以外の主査によるチェックの重点項目に、新旧数式の比較を追加して見逃しを防止する。

旧規格				新規格			
細分箇条	細別	引用		細分箇条	細別	引用	
				9.1			
4.1	(1)	(a)		9.2	a)	1)	
		(b)				2)	
		(c)				3)	
	(2)	(a)		b)	1)		
		(b)			2)		
		(c)			3)		
		(d)	(1) (c)		4)	a) 3)	
	(3)	(a)		c)	1)		
		(b)			2)		
		(c)			3)		
		(d)			4)		
	(4)	(a)		d)	1)		
		(b)			2)		
		(c)			3)		
		(d)	(3) (d)		4)	c) 4)	
	注1			8			
	(5)	(a)		9.2	e)	1)	
		(b)				2)	
		(c)				3)	
		(d)				4)	
	(6)	(a)		f)	1)		
		(b)			2)		
		(c)			3)		
		(d)			4)		
		(e)			5)		
4.2	(1)	(a)	4.1の(1)(c), (2)(d), (3)(d)又は(4)(d)	9.3	a)	1)	9.2のa), b), c)又はd)
		(b)				2)	
		(c)				3)	
		(d)				4)	
	注2				注1		
	注3 4.3(1)(b)				注2 9.4 a)		
	注4 4.1(1)(c)及び4.2(1)				5)		
						5.1)	
						5.2)	
						5.3) 9.2 a)の3) 及び 9.3 a)の1)~4)	
	注5 (b)~(d)				6)		
						6.1)	
						6.2) 2)~4)	
	(2)	(a)	4.1(5)(d)又は(6)(e)		b)	1)	9.2 e)又は f)
		(b)				2)	
		(c)	(1)(c)			3)	9.3 a)の3)
		(d)				3.1)	
	注6					3.2)	
	注7					4)	
						4.1) 9.3 a)の5.1)及び5.2)	
						4.2) 9.2 f)の5)及び9.3 b)の1)~3)	
						5)	
						6) 2)及び9.3a)の3)	
						7) 3.1)	
4.3	(1)	(a)	4.2の(1)(d)又は(2)(g)	9.4	a)	1)	9.3のa)又はb)
		(b)				2)	
	(2)	(a)	(1)の(a)及び(b)		b)	1)	9.4 a)
		(b)				2)	
		(c)				3)	
4.4	(1)	(a)	4.3(1)(b)	9.5	a)	1)	9.4 a)
		(b)				2)	
		(c)				3)	
	(2)	(a)	4.3(2)(c)		b)	1)	9.4 b)
		(b)				2)	
		(c)				3)	

[旧規格]

(1) (c)

(2) 硫酸で脱水処理をした場合

- (a) 4.1の(5)(d)又は(6)(e)で得た塩類を室温近くまで放冷する。
- (b) 塩酸(1+4)50 mLを少量ずつ加え、加熱して塩類を溶解する。
- (c) (1)(c)の操作を行う。
- (d) 始めは温水と40~60 °Cに加熱した塩酸(1+10)とで交互に約5回ずつ、最後に温水でろ液に鉄(III)イオンがなくなるまで洗浄する⁽²⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾。沈殿は主沈殿として保存する。
- (e) ろ液及び洗液をビーカー(500 mL)に集めて時計皿で覆い、加熱して蒸発させる。時計皿の下面を水で洗って時計皿を取り除き、再び砂浴上で加熱して濃厚な硫酸白煙を15~20分間発生させた後、放冷する。
- (f) (b)及び(c)の操作を行う。

[新規格（現行規格）]

9.3 a)の 3)

b) 硫酸で脱水処理 [9.2 の e)又は f)] をした場合

- 1) 9.2 の e)又は f)で得た塩類を室温近くまで放冷する。
- 2) 塩酸 (1+4) (6.2) 50 mL を少量ずつ加え、加熱して塩類を溶解する。
- 3) ~~9.3 a)の 3)~~の操作を行った後、次のいずれかの操作を行う。いずれの操作でも、得た沈殿は主沈殿としてろ紙とともに保存し、洗液は ~~9.3 a)の 3)~~のろ液と合わせる。
 - 3.1) 試料にモリブデン又はチタンを含まない場合 ろ紙及び沈殿を、始めは温水と温塩酸 (1+5) とで交互に約5回ずつ、最後に温水で洗液に鉄(III)イオンがなくなる¹⁾まで洗浄する。
 - 3.2) 試料にモリブデン又はチタンを含む場合 ろ紙及び沈殿を、始めは温塩酸 (1+5) で5, 6回洗浄し、最後に温水で洗液に鉄(III)イオンがなくなる¹⁾まで洗浄する。
- 4) 3)の洗浄後の沈殿中に、試料の未分解残さを認めたときは、次の操作を行う。
 - 4.1) 9.3 a)の 5.1)及び 5.2)の操作を行う。
 - 4.2) 時計皿で覆って、酸性となるまで少量ずつ塩酸を加えて塩類を溶解する。次に、硫酸 (1+1) (6.7) 20 mL を加えた後、9.2 f)の 5)及び 9.3 b)の 1)~3)の操作を行う。
- 5) 3)のろ液及び洗液を受けたビーカーを時計皿で覆って、加熱して蒸発させる。時計皿の下面を水で洗って時計皿を取り除き、引き続き熱板上で加熱して濃厚な三酸化硫黄の白煙を15分~20分間発生させた後、放冷する。
- 6) 2)及び ~~9.2 a)の 3)~~の操作を行う。
- 7) 3.1)の操作を行う。沈殿は、3)で保存した主沈殿と合わせる。ろ液及び洗液は捨てる。

備考 1. 1規格 1起票とする。

備考 2. 正誤が書ききれないときは、別紙を添付する。